

医政発0330第27号
平成24年3月30日

社団法人全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長



特別医療法人に係る経過措置の終了について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長あてに通知を發出いたしましたので、御了知願います。



医政発0330第26号

平成24年3月30日

各都道府県知事 }
各地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省医政局長

特別医療法人に係る経過措置の終了について

特別医療法人については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)附則第8条の規定により、平成19年4月1日において特別医療法人であったものについて、引き続き収益業務の実施が可能である等の経過措置が講じられていたところであるが、平成24年3月31日をもって当該措置が終了することから、下記のとおり同日をもって既往通知の改正及び廃止をすることとした。

貴職におかれては、これらについて御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いする。

記

1 既往通知の改正

- 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
(昭和61年6月26日健政発第410号) (別添1)
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」
(平成2年3月1日健政発第110号) (別添2)
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」
(平成16年8月13日医政発第0813001号) (別添3)
- 「医療法人制度について」
(平成19年3月30日医政発第0330049号) (別添4)
- 「医療法人の基金について」
(平成19年3月30日医政発第0330051号) (別添5)
- 「社会医療法人の認定について」
(平成20年3月31日医政発第0331008号) (別添6)

2 既往通知の廃止

- 「特別医療法人について」
(平成10年7月6日健政発第802号)
- 「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」
(平成10年7月6日指第39号)
- 「特定医療法人及び特別医療法人に関する定款等変更の取扱について」
(平成15年5月27日医政指発0527001号)

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。</p> <p>① 特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>② (略)</p> <p>③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>第二 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p>	<p>第一 医療法人制度に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医療法人の理事長</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。</p> <p>① 特定医療法人又は社会医療法人 (平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>第二 都道府県医療審議会に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>別添1～4 (略)</p>

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改 正		改 正	
項 目	運営管理指導要綱	項 目	運営管理指導要綱
I 組織運営		I 組織運営	
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 役員 (1)~(3) (略) (4) 代表者 (理事長)	1~3 (略) 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	2 役員 (1)~(3) (略) (4) 代表者 (理事長)	1~3 (略) 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。
	・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる。以下のとおりである。 ① (略) ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は社会医療法人 ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人 ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人 ③ (略)		・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる。以下のとおりである。 ① (略) ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は社会医療法人(平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。) ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人 ③ (略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
(5)~(6) (略) 3~5 (略) II~IV (略)	(略)	(5)~(6) (略) 3~5 (略) II~IV (略)	(略)

○ 「いわゆる「出資額限度法人」について」(平成16年8月13日医政発第0813001号) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																								
<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たったの留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないもの、<u>社団医療法人又は特定医療法人</u>をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、<u>適当でないこと。</u></p> <p>第五～第六 (略)</p> <p><u>別添1</u> (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>別添2</u></p>	<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 「出資額限度法人」への移行に当たったの留意点等</p> <p>① (略)</p> <p>② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの(脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないもの、<u>特別医療法人又は特定医療法人</u>をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、<u>適当でないこと。</u></p> <p>第五～第六 (略)</p> <p><u>別添1</u> (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>別添2</u></p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="970 1420 1011 2054">出資額限度法人モデル定款</th> <th data-bbox="970 1111 1011 1420">備</th> <th data-bbox="970 1344 1011 1420">考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1016 1420 1058 2054">医療法人〇〇会定款</td> <td data-bbox="1016 1111 1058 1420">・</td> <td data-bbox="1016 1344 1058 1420"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1062 1420 1104 2054">第1章 名称及び事務所</td> <td data-bbox="1062 1111 1104 1420"></td> <td data-bbox="1062 1344 1104 1420"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 1420 1150 2054">第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</td> <td data-bbox="1109 1111 1150 1420">(削除)</td> <td data-bbox="1109 1344 1150 1420"></td> </tr> </tbody> </table>	出資額限度法人モデル定款	備	考	医療法人〇〇会定款	・		第1章 名称及び事務所			第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	(削除)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="970 465 1011 1099">出資額限度法人モデル定款</th> <th data-bbox="970 138 1011 465">備</th> <th data-bbox="970 250 1011 465">考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1016 465 1058 1099">医療法人〇〇会定款</td> <td data-bbox="1016 138 1058 465"></td> <td data-bbox="1016 250 1058 465"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1062 465 1104 1099">第1章 名称及び事務所</td> <td data-bbox="1062 138 1104 465"></td> <td data-bbox="1062 250 1104 465"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1109 465 1150 1099">第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</td> <td data-bbox="1109 138 1150 465">・病院又は診療所を1</td> <td data-bbox="1109 250 1150 465"></td> </tr> </tbody> </table>	出資額限度法人モデル定款	備	考	医療法人〇〇会定款			第1章 名称及び事務所			第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	・病院又は診療所を1	
出資額限度法人モデル定款	備	考																							
医療法人〇〇会定款	・																								
第1章 名称及び事務所																									
第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	(削除)																								
出資額限度法人モデル定款	備	考																							
医療法人〇〇会定款																									
第1章 名称及び事務所																									
第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	・病院又は診療所を1																								

<p>つだけ開設する場合は、<u>医療法人〇〇病院</u>、<u>医療法人〇〇医院</u>として<u>も差し支えない。</u></p>	<p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>
<p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・本項には、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる</u>。‘<u>行わない場合</u>には、<u>掲げる必要はない。</u>（以下、<u>第18条第3項及び第19条第</u></p>	<p>第2条 (略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>

<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営む業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・ (3)・・・</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p> <p>第5章 役員</p> <p>第17条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>	<p>5項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。</p>	<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営む業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・ (3)・・・</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p> <p>第5章 役員</p> <p>第17条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>	<p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。なお、本条は必ずしも設けなくともよい。</p>
<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営む業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・ (3)・・・</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p> <p>第5章 役員</p> <p>第17条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>	<p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・原則として、理事は3名以上置かなければならない。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合には1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2</p>	<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営む業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・ (3)・・・</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条～第16条 (略)</p> <p>第5章 役員</p> <p>第17条 本会社に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p>	<p>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p> <p>(略)</p> <p>・原則として、理事は3名以上置かなければならない。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参</p>

<p>参照) なお、理事を1名又は2名置くこととした場合は、社員は3名以上置くことが必要である。</p> <p>・常務理事は必ずしも置かなくてもよい。</p>	<p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p>	<p>参照) なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長)の認可(以下、第31条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参</p>
<p>照) なお、理事を1名又は2名置くこととした場合は、社員は3名以上置くことが必要である。</p> <p>・常務理事は必ずしも置かなくてもよい。</p> <p>・法第47条参照。</p> <p>・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所を管轄する地方厚生局長の認可とする。(以下、第32条において同じ。)</p>	<p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3 本団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p>	<p>参照) なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長)の認可(以下、第31条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参</p>

<p>照)</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第19条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定められた順位に従い、理事がその職務を行う。</p>	<p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第19条 理事長のみが本社団を代表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定められた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条～第22条 (略)</p> <p>第23条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任</p>	<p>・複数の常務理事を置く場合は、「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定められた順位に従い、常務理事がその職務を行う。」とする。</p> <p>・常務理事を置かない場合は「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定められた順位に従い、理事がその職務を行う。」とする。</p>
---	---	--	---

<p>し、理事会の議長は、理事長をもってあててる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならぬ。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならぬ。</p> <p>第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定</p> <p>(5) 剰余金又は損失金の処理</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 社員の入社及び除名</p> <p>(8) 本団体の解散</p> <p>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>(10) その他重要な事項</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 合併及び解散</p> <p>第32条～第33条 (略)</p>	<p>・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。</p> <p>(削除)</p>	<p>し、理事会の議長は、理事長をもってあててる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならぬ。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならぬ。</p> <p>第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</p> <p>(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</p> <p>(4) 収支予算及び決算の決定</p> <p>(5) 剰余金又は損失金の処理</p> <p>(6) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(7) 社員の入社及び除名</p> <p>(8) 本団体の解散</p> <p>(9) 他の医療法人との合併契約の締結</p> <p>(10) その他重要な事項</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 合併及び解散</p> <p>第32条～第33条 (略)</p>
---	--	---

<p>第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、 払込済出資額を限度として分配するものと し、当該払込済出資額を控除してなお残余が あるときは、社員総会の議決により、〇〇県 知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若し くは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定 医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条第 2 項に定める特別医療法人 に当該残余の額を帰属させるものとする。</p> <p>第 35 条 （略）</p> <p>第 9 章 （略）</p> <p>附 則 本団設立当初の役員は、次のとおりとす る。</p> <table border="0"> <tr><td>理事長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>常務理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>監事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	理事長	○	○	○	○	常務理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	監事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	<p>・法第 44 条第 3 項参 照。</p>
理事長	○	○	○	○																																										
常務理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
監事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										

<p>第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、 払込済出資額を限度として分配するものと し、当該払込済出資額を控除してなお残余が あるときは、社員総会の議決により、〇〇県 知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若し くは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定 医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 に定める社会医療法人に 当該残余の額を帰属させるものとする。</p> <p>第 35 条 （略）</p> <p>第 9 章 （略）</p> <p>附 則 本団設立当初の役員は、次のとおりとす る。</p> <table border="0"> <tr><td>理事長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>常務理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>監事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	理事長	○	○	○	○	常務理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	監事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	<p>・法第 44 条第 4 項参 照。</p>
理事長	○	○	○	○																																										
常務理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
監事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										

別添 3 ~ 別添 4 (略)

別添 3 ~ 別添 4 (略)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 改正の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 医療法人の管理体制の見直しについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)の作成、都道府県知事(法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあっては地方厚生局長への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について</p> <p>1 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ (削除)</p> <p>⑥ (削除)</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>第3～4 (略)</p>	<p>第1 改正の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 医療法人の管理体制の見直しについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)の作成、都道府県知事(法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあっては地方厚生局長(ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。)以下同じ。)への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について</p> <p>1 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ <u>特別医療法人の定款例-1及び2(平成10年健政発第802号)の一部改正</u></p> <p>⑥ <u>特別医療法人の寄附行為例-1及び2(平成10年健政発第802号)の一部改正</u></p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>第3～4 (略)</p>

別添5

別添6

別添1

社団医療法人の定款例	備 考
第1章～第4章 (略) 第5章 役員 第17条 (略) 第18条 (略) 2 (略)	(略)
3 本社団が開設 (指定管理者として管理する場合を含む。) する病院 (診療所、介護老人保健施設) の管理者は、必ず理事に加えない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事 (2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長) の認可 (以下、第31条において同じ。) を受けた場合は、管理者 (指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。) の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照) (略) (略)
4～5 (略) 第19条～第20条 (略)	(略) (略)
第6章 会議	第6章 会議

別添1

社団医療法人の定款例	備 考
第1章～第4章 (略) 第5章 役員 第17条 (略) 第18条 (略) 2 (略)	(略)
3 本社団が開設 (指定管理者として管理する場合を含む。) する病院 (診療所、介護老人保健施設) の管理者は、必ず理事に加えない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事 (2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可 (以下、第31条において同じ。) を受けた場合は、管理者 (指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。) の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照) (略) (略)
4～5 (略) 第19条～第20条 (略)	(略) (略)
第6章 会議	第6章 会議

第21条～第24条 (略) 第25条 (略) 2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 (略) 第26条～第30条 (略) 第7章～第9章 (略)	(略)
---	-----

第21条～第24条 (略) 第25条 (略) 2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 (略) 第26条～第30条 (略) 第7章～第9章 (略)	(略)
---	-----

別添2

別添2

財団医療法人の寄附行為例	備考
第1章～第3章 (略) 第4章 役員及び評議員 第14条 (略) 第15条 (略) 2 (略) 3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	(略) (略) ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に ついては主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可(以下、第29条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病院

財団医療法人の寄附行為例	備考
第1章～第3章 (略) 第4章 役員及び評議員 第14条 (略) 第15条 (略) 2 (略) 3 本財団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	(略) (略) ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に ついては主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長)の認可(以下、第29条において同じ。)を受けた場合は、管理者(指定管理者として管理する病

<p>等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p>	<p>等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p>
---	---

別添3

<p>定款作成上の注意</p> <p>この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行日前に設立された医療法人(改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。)の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>定款作成上の注意</p> <p>この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行日前に設立された医療法人(改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。)の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。</p> <p>1～3 (略)</p>
---	---

<p>院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p>	<p>院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p>
--	--

別添3

<p>定款作成上の注意</p> <p>この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行日前に設立された医療法人(租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。)の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>定款作成上の注意</p> <p>この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号。以下「改正法」という。)の施行日前に設立された医療法人(租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。)の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。</p> <p>1～3 (略)</p>
--	--

<p>[改正後] 社団医療法人の定款例</p>	<p>[改正前] 出資額限度法人モデル定款 (平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)</p>	<p>[改正前] 社団医療法人モデル定款 (昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知)</p>
(略)	<p>医療法人〇〇会定款 第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 定款の変更及び解散 第32条～第33条 (略)</p> <p>第34条 本団体が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控</u></p>	(略)

<p>[改正後] 社団医療法人の定款例</p>	<p>[改正前] 出資額限度法人モデル定款 (平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)</p>	<p>[改正前] 社団医療法人モデル定款 (昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知)</p>
(略)	<p>医療法人〇〇会定款 第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 定款の変更及び解散 第32条～第33条 (略)</p> <p>第34条 本団体が解散した場合の残余財産は、<u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控</u></p>	(略)

除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第8章（略）

別添4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3（略）

（略）

（削除）

除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条第2項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第8章（略）

別添4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1～3（略）

（略）

別添5

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第9条第1項の

規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第4条第2項並びに第13条第2項及び第6項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院(診療所、介護老人保健施設)がない場合、規定する必要がないこと。

<p>[改正後] 特別医療法人 の定款例-1及び2</p>	<p>[改正前] 特別医療法人 の定款例-1 (平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知)</p>	<p>[改正前] 特別医療法人 の定款例-2 (平成10年健政発第802号厚生省健康政策局長通知)</p>
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>2 本 社 団 が 〇 〇 市 (町、村) から指定管理者として指定を受け</p>	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>	<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>

<p>て管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p>	<p>第4章 役員</p> <p>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に 加えなければならぬ。ただし、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事には、この法人の理事（これら親族そ</p>	<p>第4章 役員</p> <p>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に 加えなければならぬ。ただし、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事には、この法人の理事（これら親族そ</p>	<p>第4章 役員</p> <p>第13条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に 加えなければならぬ。ただし、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事には、この法人の理事（これら親族そ</p>
---	--	--	--

の他特殊の関係のある者を含む。）及び職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第14条（略）

2～4（略）

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 本社の業務を監査すること。

(2) 本社の財産の状況を監査すること。

(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後

3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号

の他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第14条（略）

2～4（略）

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

の他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第14条（略）

2～4（略）

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

による監査の結果、
本社の業務又は財
産に関し不正の行為
又は法令若しくはこ
の定款に違反する重
大な事実があること
を発見したときは、
これを〇〇県知事
(厚生労働大臣) 又
は社員総会に報告す
ること。

(5) 第4号の報告をす
るために必要がある
ときは、社員総会を
招集すること。

(6) 本社の業務又は
財産の状況につい
て、理事に対して意
見を述べること。

第6章 会議

第22条 会議は、理事
長がこれを招集する。

2 理事長は、総社員の
5分の1以上の社員か
ら会議に付議すべき事
項を示して臨時総会の
招集を請求された場合
には、その請求のあつ
た日から20日以内

第6章 会議

第22条 会議は、理事
長がこれを招集する。

第6章 会議

第22条 会議は、理事
長がこれを招集する。

<p>に、これを招集しない。</p> <p>3 理事会及び評議員会を構成する理事（現在数）又は評議員（現在数）の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>第38条 本社の（事業報告及び）決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>第38条 本社の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</p>	<p>2 その会議を構成する社員現在数若しくは理事現在数又は評議員現在数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。</p> <p>第7章 資産及び会計</p> <p>第38条 本社の事業報告及び決算については理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第23条から第25条及び第28条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</p>
--	--	--

	<p>2 <u>本</u>社<u>団</u>は、<u>事</u>業<u>報</u>告書等、<u>監</u>事<u>の</u><u>監</u>査<u>報</u>告書及び<u>本</u>社<u>団</u>の<u>定</u>款を<u>事</u>務<u>所</u>に備えて置き、<u>社</u>員又は<u>債</u>権者から<u>請</u>求が<u>あ</u>った<u>場</u>合には、<u>正</u>当な理由がある場合を除いて、これを<u>閲</u>覧に<u>供</u>しな<u>け</u>ればなら<u>な</u>い。</p> <p>3 <u>本</u>社<u>団</u>は、<u>毎</u>会<u>計</u>年<u>度</u>終了後<u>3</u>月以内、<u>事</u>業<u>報</u>告書等及び<u>監</u>事<u>の</u><u>監</u>査<u>報</u>告書を<u>〇〇</u>県<u>知</u>事（<u>厚</u>生<u>労</u>働<u>大</u>臣）に<u>届</u>け出<u>な</u>ければなら<u>な</u>い。</p>	<p>い。</p>	<p>臣)に<u>届</u>け出<u>な</u>ければなら<u>な</u>い。</p>
	<p><u>第</u>9章 <u>雑</u>則</p> <p><u>第</u>44条 <u>本</u>社<u>団</u>の<u>公</u>告は、<u>官</u>報（及び<u>〇〇</u>新聞）によつて行う。</p> <p><u>附</u> 則</p> <p><u>本</u>社<u>団</u>設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> 常 務 理 事 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u></p>	<p><u>第</u>9章 <u>雑</u>則</p> <p><u>第</u>44条 <u>本</u>社<u>団</u>の<u>公</u>告は、<u>〇〇</u>新聞（<u>官</u>報）によつて行う。</p> <p><u>附</u> 則</p> <p><u>本</u>社<u>団</u>設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> 常 務 理 事 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u></p>	<p><u>第</u>9章 <u>雑</u>則</p> <p><u>第</u>44条 <u>本</u>社<u>団</u>の<u>公</u>告は、<u>〇〇</u>新聞（<u>官</u>報）によつて行う。</p> <p><u>附</u> 則</p> <p><u>本</u>社<u>団</u>設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理 事 長 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u> 常 務 理 事 <u>〇〇</u> <u>〇〇</u></p>

(削除)

別添6

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第4条第2項並びに第13条第2項及び第8項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要があること。

同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇
理事 〇〇〇〇	理事 〇〇〇〇	理事 〇〇〇〇
同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇
同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇
同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇
監事 〇〇〇〇	監事 〇〇〇〇	監事 〇〇〇〇
同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇
評議員 〇〇〇〇	評議員 〇〇〇〇	評議員 〇〇〇〇
同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇
同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇	同 〇〇〇〇

<u>[改正後] 特別医療法人 の寄附行為例一1及び2</u>	<u>[改正前] 特別医療法人 の寄附行為例一1 (平成10年健政発第802 号厚生省健康政策局長通 知)</u>	<u>[改正前] 特別医療法人 の寄附行為例一2 (平成10年健政発第802 号厚生省健康政策局長通 知)</u>
医療法人〇〇会寄附行為	医療法人〇〇会寄附行為	医療法人〇〇会寄附行為

<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p>	<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p>	<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p>
<p>2 本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p>	<p>第3章 役員</p>	<p>第3章 役員</p>
<p>第2章 目的及び事業</p> <p>第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県 ○○郡(市)○○町(村)</p>	<p>第3章 役員</p>	<p>第3章 役員</p>

	<p>第9条 <u>理事及び監事は、評議員会において選任する。</u></p> <p>2 <u>本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</u>ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>監事は、次の職務を行う。</u></p> <p>(1) <u>本財団の業務を監査すること。</u></p> <p>(2) <u>本財団の財産の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) <u>本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、</u></p>	<p>第9条 <u>理事及び監事は、評議員会において選任する。</u></p> <p>2 <u>本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</u>ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</u></p>	<p>第9条 <u>理事及び監事は、評議員会において選任する。</u></p> <p>2 <u>本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</u>ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</u></p>
--	---	--	--

<p>本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの奇附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(厚生労働大臣)又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p>	<p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p>	<p>8 監事には、この法人の理事(これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p>
---	--	--

	<p>は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。 (本条に、各会議の定員数を定めてもよい。)</p> <p>2 理事会を構成する理事(現在数)の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5章 会議</p> <p>第17条 会議は、理事長がこれを招集する。 本条に、各会議の定員数を定めてもよい。</p> <p>2 その会議を構成する理事現在数又は評議員現在数の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
	<p>第6章 資産及び会計</p>	<p>第6章 資産及び会計</p>	<p>第6章 資産及び会計</p>

	<p>第 32 条 本財団の（事業報告及びび）決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</p>	<p>第 32 条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</p>	<p>第 32 条 本財団の事業報告及び決算については、理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第 19 条及び第 22 条の手続きを経て、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</p>
	<p>第 8 章 雑則</p>	<p>第 8 章 雑則</p>	<p>第 8 章 雑則</p>

<p>第 38 条 本財団の公告 は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u> <u>によって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本財団設立当初の役員及 び評議員は、<u>次のとおり</u> <u>とする。</u></p> <p>理事長 <u>〇〇〇〇</u> 常務理事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 理事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 監事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 評議員 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u></p>	<p>第 38 条 本財団の公告 は、<u>〇〇新聞（官報）</u> <u>によって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本財団設立当初の役員 は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>理事長 <u>〇〇〇〇</u> 常務理事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 理事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 監事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 評議員 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u></p>	<p>第 38 条 本財団の公告 は、<u>〇〇新聞（官報）</u> <u>によって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本財団設立当初の役員 は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>理事長 <u>〇〇〇〇</u> 常務理事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 理事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 監事 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 評議員 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u> 同 <u>〇〇〇〇</u></p>
--	---	---

○「医療法人の基金について」(平成19年3月30日医政発第0330051号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 基金制度の趣旨</p> <p>(1) 「基金」とは、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の37及び第30条の38の規定により <u>社団である医療法人で持分の定めのないもの(医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2第1項に規定する特定の医療法人(以下「特定医療法人」という)を除く。第2の2から4まで(3の(1)の①を除く。)</u>及び6の①において社団である医療法人の成立前には設立時社員。以下「社団医療法人」という。)に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものであり、剰余金の分配を目的とし、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>第1 基金制度の趣旨</p> <p>(1) 「基金」とは、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の37及び第30条の38の規定により <u>社団である医療法人で持分の定めのないもの(医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第8条に規定する旧特別医療法人並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2第1項に規定する特定の医療法人(以下「特定医療法人」という)を除く。第2の2から4まで(3の(1)の①を除く。)</u>及び6の①において社団である医療法人の成立前には設立時社員。以下「社団医療法人」という。)に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものであり、剰余金の分配を目的とし、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
第2章 目的及び事業	
第3章 基金	・ <u>特定医療法人又は社会医療法人</u> は、 <u>基金制度</u> を利用することができないため、 <u>基金拠出型法人</u> から当該医療法人に移行する場合は、 <u>拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除すること</u> が必要である。
第4章 社員	(略)
附 則	
(略)	

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知別添1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
第2章 目的及び事業	
第3章 基金	・ <u>特定医療法人又は社会医療法人若しくは特別医療法人</u> は、 <u>基金制度</u> を利用することができないため、 <u>基金拠出型法人</u> から当該医療法人に移行する場合は、 <u>拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除すること</u> が必要である。
第4章 社員	(略)
附 則	
(略)	

○「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の2第1項第2号関係)</p> <p>① 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準に よっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。))及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分岐に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。</p> <p>なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。</p>	<p>第1～2 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の2第1項第2号関係)</p> <p>① 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準に よっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。))及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分岐に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。</p> <p>なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。</p>

イ (略)

ロ 船員保険法 (昭和14年法律第73号) 第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
ハ～ヘ (略)

ト 学校保健安全法 (昭和33年法律第56号) 第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
チ～ヌ (略)

②～③ (略)

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たったての留意事項

1～5 (略)

6 その他

(1)～(3) (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について
定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合は、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意することであること。
ただし、収益業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であつて、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。
したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業務は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷

イ (略)

ロ 船員保険法 (昭和14年法律第73号) 第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
ハ～ヘ (略)

ト 学校保健法 (昭和33年法律第56号) 第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
チ～ヌ (略)

②～③ (略)

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たったての留意事項

1～5 (略)

6 その他

(1)～(3) (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について
定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合は、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意することであること。

地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとすること。

② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

(5) ～(7) (略)

別添1～別添2-2 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

添付書類7

1～2 (略)

3 健康診査に係る収入の明細 (規則第30条の35の2第1項第2号

イ)

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		

地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

(5) ～(7) (略)

別添1～別添2-2 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

添付書類7

1～2 (略)

3 健康診査に係る収入の明細 (規則第30条の35の2第1項第2号

イ)

健康保険法	円	学校保健法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		

私立学校教職員 共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る 収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

○ ③が⑩と一致すること。

別添3～別添6 (略)

私立学校教職員 共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る 収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

○ ③が⑩と一致すること。

別添3～別添6 (略)

(参考1)

【 改 正 文 】

健 政 発 第 4 1 0 号

昭 和 6 1 年 6 月 2 6 日

最終改正 医政発0330第26号

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について

昨年 12 月 27 日法律第 109 号をもって公布された医療法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)のうち、医療法人の役員、医療法人の指導監督に関する規定、新たに設置される医療審議会及び都道府県医療審議会等に関する規定については、本年 6 月 27 日から施行され、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人、複数の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人に係る特例に関する規定については、医療法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(昭和 61 年政令第 213 号。以下「施行期日政令」という。別添 1 参照。)により、本年 10 月 1 日から施行されることとなった。これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和 61 年政令第 214 号。以下「改正政令」という。別添 2 参照。)が本年 6 月 17 日に、医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和 61 年厚生省令第 36 号。以下「改正省令」という。別添 3 参照。)が本年 6 月 25 日にそれぞれ公布されたところである。

これらの施行に当たっては、特に左記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、医療計画に関する事項については、追って通知する予定である。

記

第一 医療法人制度に関する事項

1 (削除)

2 医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人

医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団についても医療法人の設立ができるものとされたこと。今後とも、医療事業の経営の合理化、組織の適正化を図る観点から医療法人の設立に係る指導を行われたいこと。

3 医療法人の設立に係る手続等

医療法人の設立に係る手続等について次のように改めることとしたこと。

(1) 医療法人の定款例及び寄附行為例について

医療法人の定款例及び寄附行為例を別添4のとおり定めることとしたこと。

(2) 設立認可申請の提出書類について

- ① 規則第31条第3号に掲げる設立決議録のうち、他の申請書類と重複するものについては、その旨を記載した上で提出を省略することができるものとする。
- ② 既に法第7条の規定に基づき許可を受け、又は法第8条の規定に基づき届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする医療法人の設立の申請をしようとする場合は、規則第31条第5号に掲げる当該病院又は診療所の敷地及び建物の構造設備に関する事項を省略した書類に代えることができるものとする。

4 医療法人の理事数

法第46条の2第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を一箇所のみ開設する医療法人に限り行われるものとする。その場合においても、可能な限り、理事二人を置くことが望ましいこと。

5 医療法人の理事長

- (1) 法第46条の3第1項の規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような事態を未然に防止しようとするものであること。
- (2) 同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学(医学部又は歯学部)在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとするような場合には、行われるものであること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。
 - ① 特定医療法人又は社会医療法人
 - ② 地域医療支援病院を経営している医療法人
 - ③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人
- (4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構

成(医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。)等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。

この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

- (5) (3)及び(4)の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

6 病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の理事就任

法第47条第1項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。

なお、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について行われるものであること。

7 (削除)

8 医療法人の会計年度

法第53条ただし書の規定に基づき、会計年度の区分を変更する場合において、その変更が行われる会計年度の終期については、変更後の会計年度の終期と同一の月日としても差し支えないこと。

9 医療法人の事務所への立入検査及び医療法人に対する改善命令

(1) 法第63条又は法第64条に規定する「運営が著しく適正を欠く」場合とは、附帯業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化する等法人の附帯業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に支障があると認められる場合や法人の資金を役員個人又は関連企業に不当に流用し、病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の悪化を招いていると認められる場合等をいうものであること。

(2) 法第63条第2項の規定に基づき、医療法人の事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査する職員の身分を示す証票の様式を新たに規則別記様式第3として定めたこと。

(3) また、法第64条の規定に基づく「必要な措置」の例として、不動産の買占め、不動産賃貸業等附帯業務の範囲を超える事業を行っている場合のその事業の中止、附帯業務の継続が、法人本来の業務である病院、診療所又は介護老人保健施設の運営に支障があると認められる場合のその附帯業務の中止、縮小等が考えられること。

10 医療法人の役員の変更の届出

医療法施行令第5条の13の規定により、役員の変更があった場合には、都道府県

知事に対し、その役員に係る就任承諾書及び履歴書を届け出るものとされたこと。この届出の受理に当たっては、変更後の役員について法第46条の2第2項に規定する欠格事由の有無について確認されたいこと。

第二 都道府県医療審議会に関する事項

- 1 改正政令において、都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項が定められたこと。
 - (1) 都道府県医療審議会の委員の人数、専門委員の設置及びその人数並びに部会については、各都道府県においてそれぞれの実情に即し判断されたいこと。
 - (2) 都道府県医療審議会の委員構成については、以下の点に留意されたいこと。
 - ① 医師、歯科医師、薬剤師としては、医師会、歯科医師会又は薬剤師会を代表する者のほか、公・私立の病院又は医療法人の経営に携わっている者を加えるよう配慮すること。
 - ② 医療を受ける立場にある者としては、市町村の代表者、医療保険の保険者を代表する者等を加えることが考えられること。
 - ③ 学識経験のある者としては、医学、公衆衛生をはじめ、看護、病院の管理、救急業務その他医療に関する事項についての学識経験者を加えることが考えられること。
 - ④ 専門委員については、専門の事項を調査審議するため必要がある場合には、医療に関する専門家等を充てる趣旨であること。
 - (3) 部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が急増することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること。
- 2 医療機関整備審議会の廃止に関する規定の施行日については、施行期日政令により、本年8月1日とされたので、同審議会に係る条例の廃止等所要の措置を講じられたいこと。

別添1～4 略

【改正後全文】
健政発第110号
平成2年3月1日
最終改正 医政発0330第26号
平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

医療法人運営管理指導要綱

改 正 後		
項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	<p>1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知 ・医療法第 50 条 (注) 定款又は寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項について、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 3 号)
2 役員 (1) 定数・現員	<p>1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。</p> <p>2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。</p> <p>3 役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置いていること。 また、3 人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。</p> <p>4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。</p> <p>5 役員の欠員が生じていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿の記載事項は次のとおり ① 役職名 ② 氏 名 ③ 生年月日 (年齢) ④ 性 別 ⑤ 住 所 ⑥ 職 業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第 5 条の 13 ・添付書類 ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第 46 条の 2 第 1 項 ・理事 3 人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事 2 人を置くことが望ましい。 ・医療法第 48 条の 2 においては、理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けた場合は、1 月以内に補充しなければならないとされているが、1 名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいこと。

(2) 選任・任期

- 6 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が役員総数の3分の1を超えていないこと。
- 1 役員を選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。
- 2 選任関係書類が整備されていること。
- 3 役員任期は2年以内とすること。なお、補欠の役員任期は、前任者の残任期間であること。
- 4 任期の切れている役員がないこと。

(3) 適格性

- 1 自然人であること。
- 2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)

(4) 代表者
(理事長)

- 1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。
- 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。
- 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。
- 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事

- ・医療法第42条の2第1項第1号
- ・医療法施行規則第30条の35
- ・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。(モデル定款・寄附行為)
- ・選任関係書類は、次のとおりである。
 - ① 社員総会議事録又は評議員会議事録
 - ② 就任承諾書
 - ③ 履歴書
- ・医療法第46条の2第3項
- ・医療法第46条の2第2項
- ・欠格事由
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者
- ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
- ・医療法第46条の4第1項
- ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。
- ・医療法第46条の4第2項
- ・医療法第46条の3第1項
- ・医療法第46条の3第1項
- ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は

務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。

(5) 理事

5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。

1 当該法人が開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者はすべて理事に加えられていること。

2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。

3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。

(6) 監事

1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。

また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

2 当該法人の業務及び財産の状

以下のとおりである。

① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合

② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人

イ 特定医療法人又は社会医療法人

ロ 地域医療支援病院を経営している医療法人

ハ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人

③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人

・医療法第 47 条第 1 項

・医療法第 47 条第 1 項

・管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。

・医療法第 48 条

3 評議員
(財団たる医療法人)

4 社員
(社団たる医

況特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていること。

3 監査報告書が作成され、会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事会に提出されていること。

4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。

また、病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。

5 実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されていることは適当でなく財務諸表を監査しうる者が選任されていること。

1 自然人であること。

2 理事の定数を超える数の評議員をもって組織すること(医療法第46条の2第1項ただし書の認可を受けた場合、3人以上)。

3 次に掲げる者から選任されていること。

① 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

② 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関し識見を有する者

③ 医療を受ける者

④ ①から③までに掲げる者のほか、寄附行為に定めるところにより選任された者

4 当該法人の役員を兼任していないこと。

5 評議員名簿を作成し、記載及び整理が適正に行われていることが望ましいこと。

6 評議員としての職務を行使できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。

7 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が評議員総数の3分の1を超えていないこと。

・医療法第46条の4第7項第1号及び第2号

・医療法第46条の4第7項第3号

・特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましいこと。

・医療法第49条第2項

・必ず選任する必要があること。

・任期を定めることが望ましいこと。

・医療法第49条の4第1項

・医療法第49条の4第2項

・医療法第42条の2第1項第3号

療法人)

(1) 現員

1 社員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。

2 社員は社員総会において法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使する者であり、実際に法人の意思決定に参画できない者が名目的に社員に選任されていることは適正でないこと。

3 社会医療法人の場合は、親族等の占める割合が社員総数の3分の1を超えていないこと。

(2) 入社・退社

1 社員の入社については社員総会で適正な手続きがなされ、承認を得ていること。

2 社員の退社については定款上の手続きを経ていること。

3 社員の入社及び退社に関する書類は整理保管されていること。

4 出資持分の定めがある医療法人の場合、社員の出資持分の決定、変更及び払戻しについては適正な出資額の評価に基づいて行われていること。

(3) 議決権

1 社員の議決権は各1個であること。

5 会議

(1) 開催状況

1 開催手続きが、定款又は寄附行為の定めに従って行われていること。

・社員名簿の記載事項は次のとおり

① 氏名

② 生年月日 (年齢)

③ 性別

④ 住所

⑤ 職業

⑥ 入社年月日 (退社年月日)

⑦ 出資持分の定めがある医療法人の場合は出資額及び持分割合

・未成年者でも、自分の意思で議決権が行使できる程度の弁別能力を有していれば (義務教育終了程度の者) 社員となることができる。

・出資持分の定めがある医療法人の場合、相続等により出資持分の払戻し請求権を得た場合であっても、社員としての資格要件を備えていない場合は社員となることはできない。

・医療法第42条の2第1項第2号

・医療法第48条の4第1項

・出資額や持分割合による議決数を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

・招集権者である理事長が会議を招集していること。

・社員総会の議長は、社員総会において選任されていること。

・臨時社員総会及び評議員会は、会議を構成する社員又は評議員の5分の1以上から招集を請求された場合、20日以内に招集しなければ

(2) 審議状況

2 社員総会、理事会及び評議員会（以下、「会議」という。）は定款又は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。

3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。

1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。

2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。

ばならない。

・会議の開催通知は期日の少なくとも5日前に文書で行われていること。

・社員総会の議決事項

- ① 定款の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定
- ⑤ 剰余金又は損失金の処理
- ⑥ 借入金額の最高限度の決定
- ⑦ 社員の入社及び除名
- ⑧ 本団体の解散
- ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑩ その他重要な事項

・財団法人たる医療法人の理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項

- ① 寄附行為の変更
- ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- ④ 収支予算及び決算の決定
- ⑤ 剰余金又は損失金の処理
- ⑥ 借入金額の最高限度の決定
- ⑦ 本財団の解散
- ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結
- ⑨ その他重要な事項

(社団たる医療法人の場合に準用する。)

(3) 記録

II 業務
1 業務一般

- 3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。
- 4 議決には、議長及びその議案に対する利害関係者が加わっていないこと。
- 5 議決権の委任については、書面により会議の構成員に対して適正に行われていること。
- 1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。

1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。

2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。

3 自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを行うことはできないこと。

4 社会医療法人の場合は、当該法人が開設する病院又は診療所のうち1以上(2以上の都道府県の区域において開設する場合は、それぞれの都道府県で1以上)のものが、その病院又は診療所の所在地の都道府県で救急医療等確保事業を行っていること。

2 附帯業務

1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。

・議事録記載事項は次のとおり

- ① 開催年月日及び開催時刻
- ② 開催場所
- ③ 出席者氏名(定数)
- ④ 議案
- ⑤ 議案に関する発言内容
- ⑥ 議案に関する表決結果
- ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日

・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。

・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。

・医療法第42条各号

・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のな

Ⅲ 管理

1 人事管理

(1) 任免関係

- 1 病院、診療所等の管理者の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。
- 2 また、病院、診療所等の管理者以外の職員の任免に当たっても、理事会の審議を経ていることが望ましいこと。

(2) 労務関係

- 1 就業規則・給与規定・退職金規定が設けられていることが望ましいこと。
- 2 職員の処遇が労働基準法等関係法令通知等に則して適正に行われていること。
- 3 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていることが望ましいこと。

2 資産管理

- 1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。
- 2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。
- 3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。
- 4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。
- 5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。
- 6 現金は、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。
- 7 土地、建物等を賃貸借している場合は適正な契約がなされていること。

い限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知

・所定の手続きを経ずに、処分又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。

・モデル定款・寄附行為

・平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号医政局長通知

・賃貸借契約期間は医業経営の継続

		<p>性の観点から、長期間であることが望ましいこと。</p> <p>また、契約期間の更新が円滑にできるように契約又は確認されていることが望ましいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料は近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額でないこと。 ・土地、建物の賃貸借、売買の場合 ・個人立病院等から医療法人になる時の負債承継の場合
<p>3 会計管理</p> <p>(1) 予算</p>	<p>8 医療法人とその理事長との間で取引をする場合、立場を異にする同一人が利益相反取引を行うので、特別代理人を選任すること。</p> <p>1 予算は定款又は寄附行為の定めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。</p> <p>なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ社員総会又は理事会の同意を得ていること。</p>	
<p>(2) 会計処理</p>	<p>1 会計責任者が置かれていることが望ましいこと。</p> <p>2 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p> <p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法第 54 条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 5 号)
<p>(3) 債権債務の状況</p>	<p>1 借入金は、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。</p> <p>3 借入金は全て証書で行われていること。</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル定款・寄附行為 ・法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならないこと。 (注) 破産手続開始の申立てを怠った場合は、20 万円以下の過料に処せられること。(医療法第 76 条第 6 号)
<p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p>	<p>1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。</p> <p>2 預金口座、通帳は法人名義に</p>	

(5) 決算及び
財務諸表

なっていること。

- 1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。
- 2 決算と予算との間で、大幅に
くい違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。
- 3 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。
- 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。
- 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。
- 6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなければならないこと。
- 7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。

・医療法第51条第1項

・医療法第51条第2項

・医療法第51条の2

(注) 備え付けを怠った場合、記載すべき事項を記載していない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4号)

・医療法第52条第1項

(注) 届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)

(6) その他

- 1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されるとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。
- 2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。

4 登記

- 1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。

・医療法第43条

・組合等登記令

・登記事項

① 目的及び業務

② 名称

③ 事務所

④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

	<p>2 理事長のみの登記がなされていること。</p> <p>3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。</p> <p>4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。</p>	<p>⑥ 資産の総額 (注) 登記を怠った場合又は不実の登記をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第1号)</p> <p>・理事長の任期満了に伴い再任された場合にあつては、変更の登記が必要であること。</p> <p>・登記期間</p> <p>① 主たる事務所(2週間以内)</p> <p>② 従たる事務所(3週間以内)</p> <p>③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内</p> <p>・資産の総額(貸借対照表の純資産額)は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。</p> <p>・医療法施行令第5条の12</p>
<p>5 公告</p>	<p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p>	<p>・モデル定款・寄附行為 (注) 公告を怠った場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p>
<p>IV その他</p> <p>1 必要な手続の督促</p>	<p>1 認可申請又は届出にかかる書類が提出されない場合、都道府県は当該医療法人に対し必要な手続の督促を行うこと。</p>	<p>・督促又は勧告等によっても指導目的が達されない場合は、行政処分が行われることになる。</p> <p>① 法令等の違反に対する措置(医療法第64条第1項及び第2項)</p> <p>② 聴聞手続(行政手続法第13条、第15条、第24条)</p> <p>③ 設立認可の取消(医療法第65条)</p>

【 改 正 文 】
医政発第 0813001 号
平成 16 年 8 月 13 日
最終改正 医政発 0330 第 26 号
平成 24 年 3 月 30 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

いわゆる「出資額限度法人」について

高齢化、医療技術の進歩、国民の意識の変化や規制改革の観点を含めた各方面からの指摘など医療をめぐる現状を踏まえながら、これからの医療経営の在り方について検討するため、平成 13 年 10 月に「これからの医療経営の在り方に関する検討会」が設置され、平成 15 年 3 月に最終報告書がとりまとめられたところである。この最終報告書においては、医療法人の非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保、変革期における医療の担い手としての活力の増進を 2 つの柱とし、医療法人を中心とする医療経営改革の具体的方向が示されたところである。

この最終報告書で示された医療経営改革の具体的方向においては、将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するための一つの方策として、「出資額限度法人」の検討の必要性が指摘されたところである。

以上を踏まえ、社団医療法人における非営利性の確保等に資する観点から、「医療経営の非営利性等に関する検討会」を平成 15 年 10 月に設置し、「出資額限度法人」の普及・定着に向けた対処方策等について検討し、平成 16 年 6 月 22 日にその報告がとりまとめられたところである（別添 1）。

については、今般、同検討会の報告を踏まえ、医療法人制度の運用に当たっての「出資額限度法人」の趣旨、考え方、内容と移行に当たっての留意点や円滑に進めるための方策等を下記のとおり整理したので、各都道府県におかれては、こうした趣旨を御理解の上、御了知いただくとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、下記第 6 にある持分の定めのある医療法人が「出資額限度法人」に移行した場合等の課税関係については、国税庁と協議済みであることを申し添える。

記

第 1 医療法人制度における「出資額限度法人」の位置づけ等

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 章に定める医療法人制度は、私人による病院

経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの（昭和25年8月2日厚生省発医第98号厚生事務次官通知 記 第一の1参照）とされていること。

「出資額限度法人」の位置づけは、医療法人制度の運用の実態として、医療法人の太宗を持分の定めのある医療法人が占めている現状に照らし、出資者にとっての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の非営利性を徹底するとともに、社員の退社時等に払い戻される額の上限をあらかじめ明らかにすることにより、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の永続性・継続性の確保に資するものであること。

第2 「出資額限度法人」の定義

本通知において「出資額限度法人」とは、出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするものをいうこと。

第3 「出資額限度法人」の内容

① 出資額

金銭出資、現物出資のいずれであっても、社員（出資者）が出資した時点の価額（出資申込書記載の額の等価）を基準とすること。

なお、医療法人の設立後、追加して出資があった場合についても同様とし、出資時点の差異による調整は行わないこととして差し支えないこと。

② 法人財産のうち出資持分の返還請求権の及ぶ範囲

脱退時及び解散時における出資持分を有する者への返還額は、出資持分を有する者それぞれにつき、その出資した額を超えるものではないこととする。

したがって、物価下落により法人の資産価額が出資申込書記載の額の合計額より減少している場合等においては、医療の永続性・継続性の確保を図るという観点から、出資時の価額を上限として、現存する法人の資産から出資割合に応じて出資持分を有する者に返還することも含まれるものであり、結果として、返還額が出資時の価額を下回ることも生じ得るものであること。

第4 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等

① 社団医療法人で出資持分の定めのあるものは、定款を変更して「出資額限度法人」に移行できること。また、「出資額限度法人」は、定款を変更して、社団医療法人で出資持分の定めのないものに移行できること。

② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時

の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。)へ移行(後戻り)することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、社会医療法人又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。

第5 「出資額限度法人」への円滑な移行を促進する方策等

① 「出資額限度法人」のモデル定款

「出資額限度法人」の普及・定着に向けて、医療法人の新規設立認可、既に設立されている医療法人の定款変更認可に係る関係事務が円滑に行われるよう別添2のとおり、出資額限度法人のモデル定款を策定したので、周知・活用を図りたいこと。

なお、今回の改正に係る規定に限らず、モデル定款はあくまでモデルを示したものであり、医療法人の定款は基本的には医療法人内部で所定の手続きに従い、制定、改廃するものであることから、医療法人の監督における定款の認可に当たりモデル定款から一切の逸脱を認めないといった硬直的な運用は、これを設けた本来の趣旨に照らし適当でないことを申し添える。

② 社団の医療法人の定款例の一部改正

脱退時や解散時に出資額に応じて法人の財産を返還することは、医療法第4章及び同関係法令に基づく医療法人制度より要請されているものではなく、任意であることを明らかにする観点から、社団の医療法人の定款例(昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知別添4)の一部を改正し、別添3のとおりとすること。

第6 持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係

出資額限度法人に係る課税関係については別添4のとおりであること。

なお、ここに示されたものは、現行の税制関係法令の適用解釈上、変更後の定款の下で、社員の脱退等が生じた場合の他の出資者にみなし贈与の課税(相続税法(昭和25年法律第73号)第9条)が生じないために必要とされる条件等を示したものであること。したがって、課税実務以外の局面、例えば出資額限度法人となるための定款(変更)認可自体は、医療法第4章及び同関係法令に基づき行われるべきものであり、これら税制関係法令の適用解釈により影響を受けるものではないこと。

別添1 (略)

出資額限度法人モデル定款	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)</p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p>

2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

第5条 本団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を運営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

第3章 社員

第6条 本団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。

・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第18条第3項及び第19条第5項において同じ。）

・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・第3章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資1口の金額について「本団の出資は、これを〇〇口に分ち、出資1口の金額は、金〇千円とする。」旨規定しても差し支えない。

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

第4章 資産及び会計

第10条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) . . .

(2) . . .

(3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第15条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決も経ることとすることが望ましい。（以下、第13条及び第16条において同じ。）

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について

第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 5 章 役員

第 17 条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長 1 名
- (2) 監事 ○名

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本団体が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

は、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合には 1 名又は 2 名でも差し支えない。（法第 46 条の 2 参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 47 条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団の業務を監査すること。

(2) 本団の財産の状況を監査すること。

(3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催するこ

とが望ましい。

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

・ 総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併契約の締結
- (10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 27 条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選

挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨

を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社会医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑則

第 36 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・ 法第 44 条第 4 項参照。

別添 3 ~ 別添 4 (略)

【 改 正 文 】

医政発第0330049号

平成19年3月30日

最終改正 医政発0330第26号

平成24年3月30日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人制度について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第9号）が本年1月19日に、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）が本年3月30日にそれぞれ公布され、併せて、厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成19年厚生労働省告示第92号。以下「告示」という。）及び厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第93号。以下「改正告示」という。）が同日告示され、施行日から施行されることとなったところである。

これらの施行に当たっては、特に下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の内容

1 医療法人の業務の拡大について

(1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定は、

医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたものであること。

(2) ただし、医療法人が自ら病院等を開設することなく、指定管理者として公の施設である病院等を管理することのみを目的に医療法人を設立することは、病院等の開設を目的として医療法人とすることができるとする法第39条の規定の趣旨に違反するので留意されたいこと。

(3) 医療法人の附帯業務として、改正法及び改正告示により、法第42条の2に規定する社会医療法人については、第1種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設及び軽費老人ホーム（A型、B型）を除く。）の実施及び医療法人（社会医療法人を含む。）については、第2種社会福祉事業（児童家庭支援センターを除く。）の実施及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置を追加し、施行日より実施することができるものとしたこと。

なお、附帯業務の実施については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

2 社会医療法人制度の創設について

(1) 本制度の創設の趣旨は、へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、これらの医療に社会医療法人を積極的に参加させることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものであること。

(2) 法第42条の2第1項第4号の規定による要件は、当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、当該病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務を行っていることをいうものであること。

(3) 告示第1条各号に掲げる収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）を参照されたいこと。

(4) なお、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び第6号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に関する事項等については、追って通知する予定であること。

3 残余財産の帰属すべき者について

(1) 法第44条第5項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹

底を図るものであること。

- (2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。
- (3) 本改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立の認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団である医療法人（以下「財団医療法人」という。）又は社団である医療法人で持分の定めのないもの（以下「持分の定めのない社団医療法人」という。）に限られること。
- (4) 社団である医療法人で持分の定めのあるもの（いわゆる「出資額限度法人」について（平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知）に規定する出資額限度法人を含む。以下「持分の定めのある社団医療法人」という。）は、改正法附則第10条第2項に規定する医療法人（以下「経過措置型医療法人」という。）に位置付けられること。
- (5) 施行日前に設立された医療法人で、施行日以降に残余財産の帰属すべき者に関する規定について定款又は寄附行為の変更の認可の申請を行い、当該変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人及び(3)により新たに設立された医療法人は、改正法附則第10条第2項の規定により経過措置型医療法人へ移行できないこと。
- (6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、合併後においても経過措置型医療法人とすることができること。

4 医療法人の管理体制の見直しについて

- (1) 法第46条の2から第49条の4までの規定は、理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にすることにより、医療法人の内部管理体制の明確化を通じた効率的な医業経営の推進を図るものであること。
- (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類（以下「事業報告書等」という。）の作成、都道府県知事（法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあつては地方厚生局長への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。
- (3) なお、医療法人が作成しなければならない事業報告書等（社会医療法人債発行法人が作成する事業報告書を含む。）については、別途医政局指導課長通知により取り扱われたいこと。

5 社会医療法人債の発行について

- (1) 法第54条の2から第54条の8までの規定は、救急医療等確保事業を担う社会医療法人について、公募債である社会医療法人債の発行による資金調達を認めることで、当該社会医療法人の財政的基盤の安定化を図るものであること。
- (2) 社会医療法人債は証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3号の「特別の法律により法人の発行する債券」に該当する有価証券であり、同法の適用を受けるほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）に従い、情報開示に必要な書類の作成及び届出が必要となること。
- (3) 規則第33条第1項第2号の「社会医療法人債発行法人」には、社会医療法人債を発行した後（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）に、法第64条の2第1項の規定により社会医療法人の認定を取り消された医療法人も含まれるものであること。
- (4) 規則第33条第2項の「別に厚生労働省令で定めるところ」とは、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）をいうものであること。

6 医療法人の資産要件の見直しについて

- (1) 規則第30条の34の規定は、医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとしたこと。
- (2) 医療法人の施設又は設備は法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであると認められる場合には、その設立を認可して差し支えないこと。
ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族等以外の第三者から賃貸する場合には、当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましいこと。
また、借地借家法（平成3年10月4日法律第90号）に基づき、土地、建物の所有権を取得した者に対する対抗要件を具備した場合は、賃貸借登記がなくても、当該土地、建物の賃貸借を認めても差し支えないこと。
なお、賃貸料については、近隣の土地、建物等の賃貸料と比較して著しく高額なものである場合には、法第54条（剰余金配当の禁止）の規定に抵触するおそれがあるので留意されたいこと。
- (3) 医療法人の設立を認可するに当たって、一定期間の医療施設の経営実績を要件とすることは望ましくないこと。
なお、新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、2か月以上の運転資金を有していることが望ましいこと。
- (4) 医療法人の設立に際して、現物拠出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得又は拡充のために生じた負債は、当該医療法人の負債として取り扱って差し支えないこと。

ただし、負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、医療法人の負債として認めることは適当ではないので、設立の認可に当たっては十分留意されたいこと。

7 基金制度の利用について

- (1) 規則第30条の37及び第30条の38の規定は、医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとしたこと。
- (2) ただし、社会医療法人又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）は当該基金制度を利用することができないため、基金制度を利用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあっては、拠出者に基金を返還（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭を返還）し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。
- (3) なお、基金制度の利用に係る手続等については、別途医政局長通知により取り扱われたいこと。

8 書類の保存期間について

- (1) 規則第39条の規定により、都道府県知事が、医療法人の解散した日から5年間保存しなければならない書類から、法第52条第1項の規定により届け出られた書類を除くこととしたこと。
- (2) よって、当該書類に関する医療法上の保存規定は存在しないこととなるが、規則第33条の2第2項の規定により、医療法人からの届出に係る書類について閲覧の請求があった場合は、都道府県知事は、過去3年間に届け出られた書類について行うことを定めており、当該閲覧を要する期間については、適正に保管されたいこと。
- (3) なお、閲覧を要する期間を過ぎた書類については、各都道府県の文書管理規程等に従い取り扱われたいこと。

第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について

- 1 施行日以後に設立の認可の申請をする医療法人の定款例又は寄附行為例を次のとおり定めることとしたこと。
 - ① 社団医療法人の定款例 別添1
 - ② 財団医療法人の寄附行為例 別添2
- 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。

- ③ 出資額限度法人モデル定款（平成 16 年医政発第 0813001 号）及び
社団医療法人モデル定款（昭和 61 年健政発第 410 号）の一部改正 別添 3
- ④ 財団医療法人寄附行為例（昭和 61 年健政発第 410 号）の一部改正 別添 4
- ⑤ （削除）
- ⑥ （削除）
- ⑦ 特定医療法人の定款例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正
別添 7
- ⑧ 特定医療法人の寄附行為例（平成 15 年医政発第 1009008 号）の一部改正
別添 8

第 3 医療法人運営管理指導要綱について

- 医療法人運営管理指導要綱（平成 2 年健政発第 110 号）の一部改正 別添 9

第 4 その他関連する通知の改正及び廃止

1 既往通知の改正

- 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
（昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知） 別添 1 0
- 「医療法人制度の運用について」
（昭和 63 年健政発第 750 号厚生省健康政策局長通知） 別添 1 1
- 「特定医療法人制度の改正について」
（平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知） 別添 1 2
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」
（平成 16 年医政発第 0813001 号厚生労働省医政局長通知） 別添 1 3
- 「「医療機関債」発行のガイドラインについて」
（平成 16 年医政発第 1025003 号厚生労働省医政局長通知） 別添 1 4

2 既往通知の廃止

- 病院会計準則の改正に伴う医療法人における会計処理等に係る留意点について
（平成 16 年医政発第 0819002 号厚生労働省医政局長通知）

別添 1

<p>社団医療法人の定款例</p>	<p>備 考</p>
<p>医療法人〇〇会定款</p> <p>第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になろうとする者は、社員総</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第18条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第18条第3項及び第19条第5項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第4章 資産及び会計

第9条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・社員総会のみ議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第13条及び第16条において同じ。)

・任意に1年間を定めても差し支え

まり翌年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 〇名

第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 本会社が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

ない。（法第53条参照）

・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

・ 原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）なお、理事を1名又は2名置くこととした場合でも、社員は3名以上置くことが望ましい。

・ 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第19条 理事長のみが本団を代表する。

- 2 理事長は本団の業務を総理する。
- 3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本団の業務を監査すること。
 - (2) 本団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本団の理事又は職員（本団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。

に加えないことができる。(法第47条参照)

- ・理事の職への再任を妨げるものではない。

- ・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えない

第 23 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

(3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

(4) 収支予算及び決算の決定

(5) 剰余金又は損失金の処理

(6) 借入金額の最高限度の決定

(7) 社員の入社及び除名

(8) 本社の解散

(9) 他の医療法人との合併契約の締結

(10) その他重要な事項

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 26 条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

が、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。

・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 27 条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第 28 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 29 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 7 章 定款の変更

第 31 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。

第 8 章 解散及び合併

第 32 条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。

第 33 条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、〇〇県知事(厚生労働大臣)にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をする

ことができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第 35 条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第 9 章 雑則

第 36 条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 37 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参照。

別添 2

財団医療法人の寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">〇〇看護師養成所の経営</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 資産及び会計</p> <p>第 6 条 本財団の資産は次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 16 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項において同じ。） ・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定められた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。（以下、第8条、第10条、第13条及び第34条において同じ。）

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員及び評議員

第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 ○名
- (3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選によって定める。
- 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

- 2 理事長は本財団の業務を総理する。
- 3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団

・原則として、理事は3名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参照）

・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（法第47条参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその

議決権を行使できない。

5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 21 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

第 22 条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。

第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第 24 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 25 条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 26 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

・総評議員の 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会
で定める。

2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で
定める。

第 6 章 寄附行為の変更

第 28 条 この寄附行為を変更しようとするときは、
理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上
の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）
の認可を得なければならない。

第 7 章 解散及び合併

第 29 条 本財団は、次に事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第 1 号の事由による解散は、理事及び評議
員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意を得、か
つ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けな
ければならない。

第 30 条 本財団が解散したときは、合併及び破産
手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が
その清算人となる。ただし、評議員会の議決によ
って評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、
当該職務を行うために必要な一切の行為をする
ことができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合
併及び破産手続開始の決定による解散の場合を
除き、以下の者から選定して帰属させるものとし
る。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開
設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団
法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持
分の定めのないもの

第 32 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第 8 章 雑則

第 33 条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第 34 条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。

理 事 長	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
評 議 員	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参照。

別添3

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. 〃部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル定款の変更が必要な部分であり、改正法附則第9条第1項の規定により、施行日から1年以内に定款変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならぬこと。
 ただし、第4条第2項、第18条第3項及び第19条第5項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。
2. 〃部分は、改正法附則第10条第2項の規定により、当分の間、定款変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第9条第2項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）
3. 〃部分は、改正前のモデル定款に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の定款例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に定款変更の認可の申請をすることができること。

〔改正後〕 社会医療法人の定款例	〔改正前〕 出資額限度法人モデル定款 (平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)	〔改正前〕 社会医療法人モデル定款 (昭和61年医政発第410号厚生省健康政策局長通知)
医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款	医療法人〇〇会定款
第1章 名称及び事務所	第1章 名称及び事務所	第1章 名称及び事務所
第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。
第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。
第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業
第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人にに対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人にに対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人にに対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>2. <u>本会社が○○市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p>	<p>第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○病院 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p> <p>(3) ○○園 ○○県○○郡(市)○○町(村)</p>
<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になる者とする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2. <u>本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</u></p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p>	<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になる者とするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>1 除名</p> <p>2 死亡</p> <p>3 退社</p>	<p>第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○〇看護師養成所の経営</p> <p>第3章 社員</p> <p>第6条 本社の社員になる者とするものは、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <p>1 除名</p> <p>2 死亡</p> <p>3 退社</p>

<p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第9条 <u>社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。</u></p>	<p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第9条 <u>社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。</u></p>	<p>2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 <u>本社の資産は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後蓄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他収入</p> <p>2 <u>本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u></p>
<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>
<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	<p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>

<p>第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 本社は、<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 本社は、<u>毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届けなければならない。</u></p> <p>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届けなければならない。</p> <p>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	<p>第 11 条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第 12 条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 15 条 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届けなければならない。</p> <p>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>
---	---	---

第5章 役員	第5章 役員	第5章 役員
<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>第18条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2. 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>3. 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p>	<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4 理事は、本団の常務を処理する。</p> <p>5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>	<p>第17条 本団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 常務理事○名</p> <p>(2) 監事 ○名</p> <p>2 理事及び監事は、社員総会において本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。</p> <p>第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。</p> <p>第19条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。</p> <p>4 理事は、本団の常務を処理する。</p> <p>5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</p>

<p>(1) <u>本社の業務を監査すること。</u> (2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。</u> (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u> (6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p>	<p>5. <u>監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>6. <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>
<p>5. <u>監事は、本社の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>6. <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>	<p>6. <u>監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u></p> <p>第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第6章 会議</p> <p>第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p>

<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</p> <p>第23条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p>	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要ときに開催する。</p> <p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 9 他の医療法人との合併契約の締結 	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</p> <p>第23条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結
<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要ときに開催する。</p> <p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 9 他の医療法人との合併契約の締結 	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要ときに開催する。</p> <p>第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</p> <p>第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</p> <p>第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定款の変更 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 社員の入社及び除名 8 本社の解散 9 他の医療法人との合併契約の締結 	<p>第22条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</p> <p>第23条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結

(10) その他重要な事項	10 その他重要な事項	10 その他重要な事項
<p>第25条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p>	<p>第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるものほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</p>	<p>第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるものほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。</p>
<p>第26条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によつてあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	<p>第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によつてあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	<p>第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によつてあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>
<p>第27条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第28条 社員は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p>	<p>第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第29条 社員は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p>	<p>第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>第29条 社員は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p>
<p>第29条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>	<p>第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>	<p>第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有</p>

<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第30条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更</p> <p>第31条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第8章 解散及び合併</p> <p>第32条 本社は、次の事由によつて解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 社員の欠亡</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 設立認可の取消し</p> <p>2. 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3. 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けなければならない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がそ</p>	<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によつて社員</p>	<p>する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局長)の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>第33条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によつて社員</p>
---	--	--

の清算人となる。ただし、社員総会の議決によつて理事以外の者を選任することができる。

2. 清算人は、社員の欠亡による事由によつて本団が解散した場合には、〇〇県知事（厚生労働大臣）にその旨を届けなければならない。

3. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(1) 現務の終了
 (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 (3) 残余財産の引渡し

の中からこれを選任することができる。

の中からこれを選任することができる。

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1) 国
 (2) 地方公共団体
 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
 (4) 都道府県医師会又は都市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
 (5) 財団医療法人又は社団医療法人であつて持分の定めないもの

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第35条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第34条の2 第9条及び前条の規定は第32条の規定にかかわらず変更することができない。ただし、特定医療法人又は社会医療法人に移行するために変更する場合はこの限りではない。

(削除)

第9章 雑則	第8章 雑則	第8章 雑則																																																																																																																																																																																				
<p>第36条 本社の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）</u>によって行う。</p> <p>第37条 この定款の施行細則は、<u>理事会及び社員総会</u>の議決を経て定める。</p> <p>附 則</p> <p>本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>理事</td><td>長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>理</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>監</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> </table>	理事	長	〇	〇	〇	〇	理	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇	監	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇	<p>第35条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。</p> <p>第36条 この定款の施行細則は、<u>理事会及び社員総会</u>の議決を経て定める。</p> <p>附 則</p> <p>本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>理事</td><td>長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>常務理</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>理</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>監</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> </table>	理事	長	〇	〇	〇	〇	常務理	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇	理	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇	監	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇	<p>第35条 本社の公告は、<u>〇〇新聞（官報）</u>によって行う。</p> <p>第36条 この定款の施行細則は、<u>理事会及び社員総会</u>の議決を経て定める。</p> <p>附 則</p> <p>本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>理事</td><td>長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>常務理</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>理</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td>監</td><td>事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> <tr><td></td><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr> </table>	理事	長	〇	〇	〇	〇	常務理	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇	理	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇	監	事	〇	〇	〇	〇		同	〇	〇	〇	〇
理事	長	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
監	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理事	長	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
常務理	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
監	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理事	長	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
常務理	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
理	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
監	事	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	
	同	〇	〇	〇	〇																																																																																																																																																																																	

別添 4

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

1. 〃部分は、改正法の施行に伴い改正前のモデル寄附行為の変更が必要な部分であり、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に寄附行為変更の認可の申請（届出を含む。）をしなければならぬこと。

ただし、第 4 条第 2 項、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

2. 〃部分は、改正法附則第 10 条第 2 項の規定により、当分の間、寄附行為変更の認可の申請を必要としないこと。（改正法附則第 9 条第 2 項に規定する医療法人から改正法の施行後の医療法に規定する医療法人へ移行する際に変更が必要な部分である。）

3. 〃部分は、改正前のモデル寄附行為に規定がない部分又は医療法その他関係法令上の規定が存在しないため改正後の寄附行為例に規定する必要がない部分であり、医療法人が任意に寄附行為変更の認可の申請をすることができること。

〔改正後〕財団医療法人の寄附行為例	〔改正前〕財団医療法人モデル寄附行為 (昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)
<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<p>医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>

- (1) ○○病院 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)

2 本財団が○○市 (町、村) から指定管理者として指定を受けて管理する病院 (診療所、介護老人保健施設) の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○病院 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院 (診療所、介護老人保健施設) を経営するほか、次の業務を行う。
 ○○看護師養成所の経営

第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金○○万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

- (1) ○○病院 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡 (市) ○○町 (村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院 (診療所、介護老人保健施設) を経営するほか、次の業務を行う。
 ○○看護師養成所の経営

第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産 (別紙財産目録に掲げるもの)
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げるものを基本財産とする。

- (1) 前条第1号の財産中の不動産及び金○○万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

<p>第8条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 本財団は、<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 本財団は、<u>毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u></p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p> <p>第4章 役員及び評議員</p> <p>第14条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p> <p>(1) 理事 〇名以上〇名以内 うち理事長1名 常務理事〇名</p> <p>(2) 監事 〇名</p>	<p>第8条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第9条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て定める。</p> <p>第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、<u>理事会及び評議員会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。</u></p> <p>第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p> <p>第4章 役員</p> <p>第14条 本財団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 〇名以上〇名以内 うち理事長1名 常務理事〇名</p> <p>(2) 監事 〇名</p>
--	--

(3) 評議員 〇名以上〇名以内

第15条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選によって定める。

3. 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

5. 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 理事長のみが本財団を代表する。

2. 理事長は本財団の業務を総理する。

3. 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

← (第15条第1項へ)

← (第15条第3項へ)

← (第15条第4項へ)

← (第16条第3項へ)

4. 監事は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務を監査すること。

(2) 本財団の財産の状況を監査すること。

(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会

(3) 評議員 〇名以上〇名以内

第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2. 理事長のみが本財団を代表する。

3. 理事長は本財団の業務を総理する。

4. 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2. 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3. 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4. 理事は、本財団の常務を処理する。

5. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

の招集を請求すること。

- (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
5. 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第17条 評議員は、次に掲げる者から、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して意見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者
2. 評議員は、役員を兼ねることはできない。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。
- 4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6. 監事は、この法人の理事、評議員、又は他の職務を兼任することができない。

第17条 評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

2. 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定められた職務を行う。

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。
- 4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- 5 理事会の議事は、別段の定めあるものほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 評議員会は、理事長が招集する。

(削除)

2. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3. 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

(第21条第2項へ) ←

第22条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 収支予算及び決算の決定
- (5) 剰余金又は損失金の処理
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 本財団の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

2. 前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとしてすることができる。

第23条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第24条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。

(第26条へ) ←

第21条 理事長は、毎年1回〇月に評議員会を招集しなければならない。ただし、理事長において必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2. 理事及び監事は、評議員会に出席し、議事に関し意見を述べることができる。

3. 評議員の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

第22条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第23条 評議員会は、評議員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2. 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

<p>第25条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならぬ。</p> <p>2. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならぬ。 (第23条第2項へ) ←</p> <p>第26条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 (第22条第1項へ) ←</p> <p>第27条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>2. 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p> <p>第6章 寄附行為の変更</p> <p>第28条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならぬ。</p> <p>第7章 解散及び合併</p> <p>第29条 本財団は、次に事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能</p>	<p>3. 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならぬ。</p> <p>4. 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならぬ。</p> <p>5. 評議員会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>第24条 次に掲げる事項に関しては、理事長は理事会の議決を経て、評議員会に諮り決定しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄附行為の変更 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 4 収支予算及び決算の決定 5 剰余金又は損失金の処理 6 借入金額の最高限度の決定 7 本財団の解散 8 他の医療法人との合併契約の締結 9 その他重要な事項 <p>第6章 寄附行為の変更</p> <p>第25条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならぬ。</p> <p>第7章 解散及び合併</p>

(2) 他の医療法人との合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 設立認可の取消し

2. 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならぬ。

第30条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2. 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の終了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。

(1) 国

(2) 地方公共団体

(3) 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者

(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）

(5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第8章 雑則

第33条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

第26条 やむを得ない理由があるときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、本財団を解散することができる。

第27条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第28条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て処分するものとする。

第29条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。

第8章 雑則

第30条 本財団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

別添 7

定款作成上の注意

この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 6 7 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の定款変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。

<p>[改正後] 特定医療法人の定款例</p> <p>医療法人〇〇会定款</p>	<p>[改正前] 特定医療法人の定款例</p> <p>(平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知)</p> <p>医療法人〇〇会定款</p>
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>2. 本団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村)</p> <p>第 4 章 役員</p> <p>第 12 条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</p> <p>2 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>

ない。

3～4 (略)

第13条 (略)

2～4 (略)

5 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務を監査すること。
 - (2) 本社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 6 監事は、この法人の理事又は職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。

第6章 会議

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
- 4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、社員総会の議長は、評議員の互選によって定める。

3～4 (略)

第13条 (略)

2～4 (略)

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第6章 会議

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。
- 3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第7章 資産及び会計

第37条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第10章 雑則

第44条 本社の公告は、広報（及び〇〇新聞）によって行う。

第7章 資産及び会計

第37条 本社の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第10章 雑則

第44条 本社の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

別添 8

寄附行為作成上の注意

この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 50 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。
 ただし、第 4 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要があること。

<p>[改正後] 特定医療法人の寄附行為例 医療法人〇〇会寄附行為</p>	<p>[改正前] 特定医療法人の寄附行為例 (平成 15 年医政発第 1009008 号厚生労働省医政局長通知) 医療法人〇〇会寄附行為</p>
<p>第 2 章 目的及び事業</p>	<p>第 2 章 目的及び事業</p>
<p>第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<p>第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>
<p>2. 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<p>2. 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>
<p>第 3 章 役員</p> <p>第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設（指定管理者を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>	<p>第 3 章 役員</p> <p>第 8 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設（指定管理者を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。</p>

<p>ない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>本財団の業務を監査すること。</u></p> <p>(2) <u>本財団の財産の状況を監査すること。</u></p> <p>(3) <u>本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事(〇〇厚生局長)又は評議員会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(6) <u>本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>7 監事は、この法人の理事又は職員(本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。))の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第16条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 <u>理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、<u>事業報告書、</u></p>	<p>3～5 (略)</p> <p>6 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u></p> <p>7 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</p> <p>第5章 会議</p> <p>第16条 会議は、理事長がこれを招集する。</p> <p>2 <u>その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>第31条 本財団の決算については、<u>監事の監査を経た上、理事会及び評議員会</u></p>
--	---

財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならぬ。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬ。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならぬ。

第9章 雑則

第38条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならぬ。

第9章 雑則

第38条 本財団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

別添9～14（略）

【 改正後全文 】

医政発第0330051号

平成19年3月30日

最終改正 医政発0330第26号

平成24年3月30日

各都道府県知事 }
各地方厚生局長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の基金について

平成19年3月30日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）の施行に伴い、標記について下記のとおり定めたので通知する。

記

第1 基金制度の趣旨

- (1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の①を除く。）及び6の①において社団である医療法人の成立前であつては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であつて、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。

- (2) この通知による基金を採用している医療法人で、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあつては、拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要であること。

第2 基金の手続

1 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め（規則第30条の37）

社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができること。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならないこと。

- ① 基金の拠出者の権利に関する規定
- ② 基金の返還の手続

2 募集事項の決定

(1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めなければならないこと。

- ① 募集に係る基金の総額
- ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- ③ 基金の拠出に係る金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間

(2) 設立時社員は、募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならないこと。

3 基金の申込み

(1) 社団医療法人は、基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないこと。

- ① 社団医療法人の名称
- ② 募集事項
- ③ 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- ④ 基金の拠出者の権利に関する規定
- ⑤ 基金の返還の手続
- ⑥ 定款に定められた事項（①から⑤までに掲げる事項を除く。）であつて、当該社団医療法人に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(2) (1)にかかわらず、設立時社員が(1)による通知をする場合には、申込みをしようとする者に対して通知すべき事項は、次に掲げる事項とすること。

- ① 設立に係る都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、厚生労働大臣）の認可の

年月日

- ② 法第44条第2項第1号、第4号、第7号及び第10号に掲げる事項
 - ③ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
 - ④ 会計年度
 - ⑤ (1)の①から⑤までに掲げる事項
 - ⑥ 定款に定められた事項(①から⑤までに掲げる事項を除く。)であつて、当該設立時社員に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項
- (3) 基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を社団医療法人に交付しなければならないこと。
- ① 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - ② 引き受けようとする基金の額
- (4) 社団医療法人は、(1)及び(2)に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を(3)の申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならないこと。
- (5) 社団医療法人が申込者に対してする通知又は催告は、(3)の①の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該社団医療法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りること。
- (6) (5)の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなすこと。

4 基金の割当て

- (1) 社団医療法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければならないこと。この場合において、社団医療法人は、当該申込者に割り当てる基金の額を、3の(3)の②の額よりも減額することができること。
- (2) 社団医療法人は、2の(1)の③の期日(2の(1)の③の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならないこと。

5 基金の申込み及び割当てに関する特則

3及び4は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しないこと。

6 基金の引受け

次に掲げる者は、当該基金の額について基金の引受人となること。

- ① 申込者 社団医療法人の割り当てた基金の額

② 5の契約により基金の総額を引き受けた者 その者が引き受けた基金の額

7 金銭以外の財産の抛出

(1) 2の(1)の②の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物抛出財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）を受けなければならないこと。ただし、次に掲げる場合には、当該事項については適用しないこと。

① 2の(1)の②の財産（以下「現物抛出財産」という。）のうち、市場価格のある有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券をいい、同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。）について定められた2の(1)の②の価額が当該有価証券の市場価格として、次に定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物抛出財産の価額

ア 2の(1)の②の価額を定めた日（以下イまでにおいて「価額決定日」という。）における当該有価証券を取引する市場における最終の価格（当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

イ 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等（金融商品取引法第27条の2第6項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下イにおいて同じ。）の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

② 現物抛出財産が社団医療法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた2の(1)の②の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物抛出財産の価額

③ 現物抛出財産について定められた2の(1)の②の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物抛出財産の価額

(2) 次に掲げる者は、(1)の証明をすることができないこと。

① 理事、監事又は使用人（社団医療法人の成立前にあつては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）

② 基金の引受人

③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が①又は②に掲げる者のいずれかに該当するもの

8 基金の抛出の履行

(1) 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者を除く。）は、2の(1)の③の期日又は期間内に、社団医療法人（社団医療法人の成立前にあつては、設立時社員）が定めた次に掲げる銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならないこと。

- ① 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- ② 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- ④ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号又は第97条第1項第2号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- ⑤ 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
- ⑥ 信用金庫又は信用金庫連合会
- ⑦ 労働金庫又は労働金庫連合会
- ⑧ 農林中央金庫

(2) 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者に限る。）は、2の(1)の③の期日又は期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物拠出財産を給付しなければならない。ただし、社団医療法人の成立前に給付すべき場合において、設立時社員全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、社団医療法人の成立後にすることを妨げないこと。

(3) 基金の引受人は、(1)による払込み又は(2)による給付（以下「拠出の履行」という。）をする債務と社団医療法人に対する債権とを相殺することができないこと。

(4) 基金の引受人が拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失うこと。

9 基金の拠出者となる時期

(1) 基金の引受人は、次に掲げる場合には、当該定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となること。

- ① 2の(1)の③の期日を定めた場合 当該期日
- ② 2の(1)の③の期間を定めた場合 拠出の履行をした日

(2) (1)にかかわらず、社団医療法人の成立前に基金を引き受ける者の募集をした場合には、社団医療法人の成立の時に、拠出の履行をした基金の拠出者となること。

10 基金の返還（規則第30条の38）

- (1) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならないこと。
- (2) 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができること。
 - ① 基金（13の代替基金を含む。）の総額
 - ② 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
 - ③ 資本剰余金の価額
- (3) (2)に違反して社団医療法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他当該業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。（4）及び（5）において同じ。）は、当該社団医療法人に対し、連帯して、(2)に違反して返還された額を弁済する責任を負うこと。
- (4) (3)にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わないこと。
- (5) (3)の業務執行者の責任は、免除することができないこと。ただし、(2)の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでないこと。
- (6) (2)に違反して基金の返還がされた場合においては、社団医療法人の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を当該社団医療法人に対して返還することを請求することができること。

11 基金の返還に係る債権の取得の禁止

- (1) 社団医療法人は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができること。
 - ① 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合
 - ② 社団医療法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合
 - ③ 無償で取得する場合
- (2) 社団医療法人が(1)の①又は②に掲げる場合に(1)の債権を取得したときは、当該債権は消滅しないこと。この場合においては、社団医療法人は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならないこと。

12 基金利息の禁止（規則第30条の37）

基金の返還に係る債権には、利息を付することができないこと。

1 3 代替基金（規則第30条の38）

- (1) 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならないこと。
- (2) (1)の代替基金は、取り崩すことができないこと。
- (3) 吸収合併存続社団医療法人（吸収合併後存続する社団医療法人をいう。以下(3)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、次に掲げる合計額とすること。
 - ① 吸収合併の直前の吸収合併存続社団医療法人の代替基金の額
 - ② 吸収合併の直前の吸収合併消滅社団医療法人（吸収合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の範囲内で、吸収合併存続社団医療法人が定めた額
- (4) 新設合併設立社団医療法人（新設合併により設立する社団医療法人をいう。以下(4)において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、新設合併直前の各新設合併消滅社団医療法人（新設合併により消滅する社団医療法人をいう。）の代替基金の額の合計額の範囲内で、新設合併消滅社団医療法人が定めた額とすること。

1 4 破産手続に関する債権の取扱い

社団医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となること。

第3 貸借対照表の区分表示

- (1) 基金（規則第30条の37及び第30条の38並びにこの通知により定める基金をいう。以下同じ。）の総額及び代替基金（第2の13により計上された金額をいう。）は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上しなければならないこと。
- (2) 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができないこと。

第4 その他

1 社団医療法人の定款例

社団医療法人が基金を採用する場合の定款例を別添のとおり定めることとしたので参照されたいこと。

2 税務当局への届出

基金制度を採用する社団医療法人とするための定款の変更がなされたときは、当該基金制度を採用する社団医療法人は、定款の変更がなされた日以後2月以内

に、都道府県知事（地方厚生局長）の定款変更認可書に定款の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 章 基金</p> <p>第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>第〇条 本社は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p> <p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資本剰余金</p> <p>(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第 3 項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第 2 項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第 2 項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して</p>	<p>・特定医療法人又は社会医療法人は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。</p> <p>・取り崩すことができない科目をすべて掲げること。</p>

返還することを請求することができる。

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第4章 社員

附 則

1 本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

(略)

2 本団は、第3章の基金に係る規定について、都道府県知事の定款変更の認可を受けることを条件に、本団の出資者に対して、その出資額を限度とした出資金の払戻しを行う。

・出資額限度法人から移行する場合には限り記載するものとする。

【 改 正 文 】

医政発第0331008号

平成20年3月31日

最終改正 医政発0330第26号

平成24年3月30日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

社 会 医 療 法 人 の 認 定 に つ い て

本年3月26日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第6号において厚生労働省令で定めることとされた社会医療法人の公的な運営に関する要件に関する規定を整備し、本年4月1日から施行することとしたところである。

また、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。）を、本年3月26日に告示し、本年4月1日から適用することとしたところである。

これらの社会医療法人制度の創設に係る措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人の指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第1 社会医療法人制度の趣旨

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、先般の医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、非営利性の徹底等の観点から各般の見直しを行うとともに、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会

医療法人として位置づけることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るものである。

第2 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定に当たり、次に掲げる法第42条の2第1項第1号から第7号までの要件に適合するか否かについて審査を行うものとする。

- 1 役員親族等について（法第42条の2第1項第1号関係）

各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

 - ① 各役員配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 各役員と婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 各役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- 2 社団たる医療法人の社員親族等について（法第42条の2第1項第2号関係）

各社員及び次に掲げる親族等の数が、社員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

 - ① 各社員配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 各社員と婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 各社員の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- 3 財団たる医療法人の評議員親族等について（法第42条の2第1項第3号関係）

各評議員及び次に掲げる親族等の数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることがないこと。

 - ① 各評議員配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 各評議員と婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 各評議員の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- 4 救急医療等確保事業に係る業務の実施について（法第42条の2第1項第4号関係）
 - (1) 当該医療法人が開設する病院又は診療所（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理す

る公の施設である病院又は診療所を含む。以下同じ。)のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上)のものが、当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載された法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げるいずれかの事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県において行っていること。

(2) 当該医療法人が1の都道府県の区域において2以上の病院又は診療所を開設する場合にあっては、救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の円滑な運営のため、他の病院又は診療所は、当該業務を行う病院又は診療所との連携及び協力体制の確保を図り、地域医療において社会医療法人に求められる役割を積極的に果たすことが見込まれること。

5 救急医療等確保事業に係る業務の基準について(法第42条の2第1項第5号関係)

(1) 当該医療法人が実施する4の業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。当該基準については、別添1を参照されたいこと。

- ① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備
- ② 当該業務を行うための体制
- ③ 当該業務の実績

(2) 医療計画に救急医療等の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして社会医療法人が開設する病院又は診療所を記載するに当たっては、都道府県医療審議会等において、当該病院又は診療所が所在する地域における当該事業に係る医療連携体制の確立を図る観点から、十分な審議を行うこと。また、当該病院又は診療所が当該事業に係る医療連携体制を構成するものでなくなったと認めるときは、速やかに、医療計画における記載の削除、社会医療法人の認定の取消し等を含め、所要の手続を行うこと。

(3) 災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務を行うことにより社会医療法人の認定を受けている法人から都道府県が実施する防災訓練に参加希望があった場合は、可能な限り参加させるよう配慮すること。

6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係)

(1) 医療法人の運営について(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第30条の35の2第1項第1号関係)

- ① 理事の定数は6人以上とし、監事の定数は2人以上とすること。

② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。

③ 財団である医療法人の評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

④ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。

イ 当該他の同一の団体の理事又は使用人である者

ロ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

⑤ その理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

なお、理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

また、理事等に対する報酬等の支給の基準は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

⑥ その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

なお、当該医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団である場合にあつては、その社員

ハ 当該医療法人が財団である場合にあつては、その設立者又は評議員

ニ イからハマまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハマまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハマまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持

しているもの

ト ホ又はへに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ⑦ その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

なお、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

- ⑧ 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額（損益計算書（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。）の1の(4)に規定する損益計算書をいう。第2の6の(2)の①及び③において同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）を超えてはならないこと。

なお、遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次のイからへまでに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（事業報告書等通知の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

また、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

さらに、保有する資産の明細表は、法第51条の2第2項の規定に基づき備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならないこと。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

ロ 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

ハ 法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務（以下「収益業務」という。）の用に供する財産

ニ イからハマまでに掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、イからハマまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

ホ イからハマまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。）

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）

⑨ 他の団体の意思決定に関与することができる次に掲げる財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって株主總會その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合は、この限りでない。

イ 株式

ロ 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利

ハ 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権

ニ 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利

ホ 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

ヘ 外国の法令に基づく財産であつて、イからホまでに掲げる財産に類するもの

⑩ 直近の3会計年度（但し、新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、直近の3会計年度に加え、認定日の属する会計年度について認定

日の前日までを含む。)において、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、法令に違反する事実とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

(2) 医療法人の事業について (規則第30条の35の2第1項第2号関係)

① 社会保険診療 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬 (当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額 (全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法 (平成14年法律第103号) 第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額 (当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)及び助産 (社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額 (1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額 (損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。

なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

ロ 船員保険法 (昭和14年法律第73号) 第111条第1項の規定により全

国健康保険協会が行う健康診査

- ハ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
- ニ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- ホ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- ヘ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- ト 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- チ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
- リ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- ヌ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

- ② 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

なお、社会保険診療報酬と同一の基準とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

- イ 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
- ロ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

- ③ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額（損益計算書の本来業務事業損益に係る

事業収益の額をいう。)が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額(損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

7 解散時の残余財産の帰属先について(法第42条の2第1項第7号関係)

定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。

8 その他

すべての理事をもって組織する理事会を置き、その運営について、次に掲げる事項が定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。

- ① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- ② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- ④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - イ 定款又は寄附行為の変更
 - ロ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
 - ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
 - ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
 - ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し
 - ヘ 収支予算及び決算の決定
 - ト 剰余金又は損失金の処理
 - チ 借入金額の最高限度額の決定
- ⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。
- ⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

- (1) 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が提出しなければならない書類

を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人の認定申請等関係書類 別添 2
- ② 社会医療法人の定款例 別添 3
- ③ 社会医療法人の寄附行為例 別添 4

(2) 社会医療法人の認定に係る書類を次のとおり定めることとしたこと。

- ① 社会医療法人認定書 別添 5
- ② 社会医療法人認定取消書 別添 6

(3) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第 50 条第 1 項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2 都道府県医療審議会に関する事項

都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、法第 42 条の 2 第 2 項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については社会保障審議会。以下同じ。）の意見を聴かなければならないこと。この場合、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和 61 年健政発第 410 号）の第二の趣旨を踏まえ、必要に応じて部会等を設置することにより、地域医療、法律、会計等に関する有識者の参画を求めることが望ましいこと。

3 社会医療法人の名称の登記

(1) 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 3 条参照）が必要であり、社会医療法人の認定後 2 週間以内に主たる事務所の所在地において、3 週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(2) (1) により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 12 参照）。

(3) 社会医療法人でない医療法人は、その名称中に、「社会医療法人」という文字を用いてはならないこと。

なお、都道府県知事は、社会医療法人でない医療法人が「社会医療法人」という文字を用いていると認めるときは、当該医療法人に対し、法第 64 条第 1 項の規定に基づく改善命令を行うこと。

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) 社会医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、次に掲げる書類を作成しなければならないこと。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- ⑥ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から⑤までに掲げる書類に加え、次に掲げる書類
 - イ 純資産変動計算書
 - ロ キャッシュ・フロー計算書
 - ハ 附属明細表

(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局長）に届け出なければならないこと。

- ① (1)の①から⑥までに掲げる書類
- ② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書
- ③ 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人については、①から③までに掲げる書類に加え、公認会計士又は監査法人の監査報告書

(4) 都道府県知事は、次の書類（直近の3会計年度に係る書類に限る。）について請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこと。

- ① (3)の①から③までに掲げる書類（ただし、(1)の⑤については、法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類並びに理事等に対する報酬等の支給の基準及び保有する資産の明細表に限る。）
- ② 定款又は寄附行為

(5) 都道府県は、毎年、社会医療法人の事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について、届け出られた書類を審査すること。この場合、実地検査等を行うことにより要件の適合を確認すること。

5 社会医療法人の認定の取消し

(1) 都道府県知事は、社会医療法人が法第64条の2第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要に応じ、速やかに法第63条の規定による社会医療法人の事務所への立入検査又は法第64条の規定による社会医療法人に対する改善命令を発出した上で、法第64条の2第1項の規定により、社会医療法人の認定を取り消し、期間を定めて附帯業務のうち第一種社会福祉事業（ケアハウスを除く。）及び収益業務の全部の停止を命ずること。

(2) 都道府県知事は、社会医療法人の認定を取り消すに当たっては、法第64条の2第2項の規定により、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(3) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(4) 社会医療法人〇〇会から医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記が必要であり、社会医療法人の認定が取り消された日後2週間以内に主たる事務所の所在地において、3週間以内に従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこと。

(5) (4)により名称の変更について変更の登記をしたときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出るものとする。

6 その他

(1) 持分請求権の放棄の決議について

規則第30条の39第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金（第2の6(1)⑧のホ）について

- ① 当該資金は、減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とすること。
- ② 当該資金は、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

- ③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(3) 特定事業準備資金（第2の6(1)⑧のへ）について

- ① 当該資金の目的である事業が、定款又は寄附行為において定められていること。
- ② 当該資金の額が合理的に算定されていること。
- ③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

ア 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

イ 純資産の部 ○○事業積立金（利益剰余金のその他利益剰余金に掲記）

- ④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会又は評議員会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

- ① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であつて、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものと

して取り扱うものとする。

② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

(5) 収益業務の区分経理について

社会医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけでなく、資産、負債及び純資産に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

(6) 社会医療法人の税制上の取扱い

① 社会医療法人については、次の税制上の措置が講ぜられたこと。

イ 社会医療法人が法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二（公益法人等の表）に追加されたこと。併せて、社会医療法人の法人税は、法人税法第66条第3項の規定により22%の税率が適用されること。

ロ 社会医療法人が行う医療保健業（法第42条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第42条の2第1項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する収益事業の範囲から除外されたこと。これにより、当該医療保健業に係る法人税については、法人税法第7条の規定により非課税となること。

ハ 社会医療法人の法人税法上の収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、法人税法第37条第5項の規定により当該社会医療法人の収益事業に係る寄附金の額とみなし、その損金算入限度額は、所得の金額の100分の50に相当する金額（当該金額が年200万円

に満たない場合は年200万円) であること。

ニ 医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、法人税法第10条の3第1項及び第2項の規定により、認定を受けた日の前日に当該医療法人が解散し、認定を受けた日に当該社会医療法人が設立されたものとみなして、同条第1項及び第2項に規定する規定を適用すること。

ホ ニの場合については、法人税法第14条第22号の規定により、当該医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定を受けた日の前日までの期間及び社会医療法人の認定を受けた日からその会計年度終了の日までの期間を事業年度とみなして、同法の規定を適用すること。また、社会医療法人の認定を取り消された医療法人の会計年度開始の日から社会医療法人の認定が取り消された日の前日までの期間及び社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間についても同様とすること。

ヘ 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該社会医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すること。

ト 社会医療法人は、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第一（公共法人等の表）及び消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人となること。

チ 社会医療法人が取得する直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する不動産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る不動産取得税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の4第1項第8号の2の規定により非課税となること。

リ 社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産（有料駐車施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税については、地方税法第348条第2項第11号の5の規定により非課税となること。

② 社会医療法人の認定を受けたときは、当該社会医療法人は、速やかに、国税庁長官が定める届出書に都道府県知事（厚生労働大臣）の認定書の写し及び定款又は寄附行為の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するも

のとすること。なお、社会医療法人の認定の取消しを受けた場合についても同様とし、この場合においては、認定書の写しに代えて認定取消書の写しを添付するものとする。

- ③ 都道府県は社会医療法人を認定し、又は認定を取り消した場合は、その旨を速やかに厚生労働省医政局及び当該社会医療法人が開設する救急医療等確保事業に係る業務を行っている又は行っていた病院又は診療所の所在地の市区町村に報告すること。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

(7) 特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合の取扱い

租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けた医療法人（以下「特定医療法人」という。）が会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間について租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第5項及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第22条の15第2項の規定に基づく特定医療法人の承認要件を満たす旨を説明する書類を当該認定を受けた日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこと。

なお、当該認定を受けた日から租税特別措置法第67条の2第1項の規定による22%の法人税率の特例は適用されないことから、租税特別措置法施行令第39条の25第6項の規定に基づく特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめるための届出書を当該認定を受けた日以後速やかに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。

別添1～別添2-2 （略）

添付書類～添付書類6 （略）

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

1 収入金額（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	助産				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			①	⑥
	労災保険診療			②	⑦
	健康診査			③	⑧
	助産			④	⑨
	その他			⑤	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①、②、③、④、⑤の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

- 2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の2第1項第2号イ）
 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。
- 同一の基準による
 同一の基準によらない

3 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

- ③が⑩と一致すること。

4 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の2第1項第2号イ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑪ 件	⑫ 円
分娩件数 (⑪) × 50万円		⑬ 円

(記載上の注意事項)

- ④が⑫又は⑬の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

5 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

6 経費の額等の明細（規則第30条の35の2第1項第2号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合計 (B)	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	⑭			⑮	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計⑭が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計⑮が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別添3～別添6 (略)

○厚生労働省告示第七十六号

良質な医療を提供する体制の確保を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされた医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十五年十一月五日厚生労働省告示第三百六十号）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子